

2015 年度事業計画

I. はじめに

1. 「人権文化行政監」体制が発足

豊中における同和行政および人権行政が大きな分岐点を迎えます。2015年4月から「人権文化部」が廃止され、「人権文化政策監」が置かれることになったのです。この組織機構の改変は、「同和対策部」が1991年に「人権文化部」になったこととは意味合いを異にしています。なぜなら、その時は、同和行政を人権行政に位置付け、より広く、より深くしていくことが目指され、同和行政の終焉を意図したものではありませんでしたし、そのネーミングが象徴するように、先進性と積極性とを有していました。

しかし、今般の事態は、新たな部(都市活力部)を設置することに伴い、人権文化部が所管している「文化芸術室」が移管されることになり、部としての存続が難しくなったという事情から引き起こされたものです。逆の意味で言えば、人権文化部23年間の歩みの「総括」の上に立ち、さらに高みを目指すという問題意識から発したのではないということです。だから、「改変」が人権文化行政の衰退につながるのではという一抹の不安はめぐえません。

同和対策部から人権文化部への改組(1991年)、人権啓発基本方針策定(1992年)、人権文化のまちづくりをすすめる条例制定(1994年)、同和行政基本方針策定(1998年)、同和行政推進プラン策定(2000年)、解放会館を人権まちづくりセンターへ改称(2001年)・・・これは人権文化行政の「黄金期」であったと言えます。その意味でも、「善きもの」を壊す結果にならないよう心したいと思います。一抹の危惧・疑念が払しょくされるためには、人権文化行政のトップに立つ監の指導性が如何なく発揮されること、そのためには、適切な人材配置がなされ、その権限と体制が保証されること、ここが1丁目1番地になると思います。

2. 「地区間い合わせ事件」への対応に見る部落問題観

この間、生起している事件をめぐるありようを見ると、現場での対応のあり方の問題に終始しているきらいがありますが、そもそもこの種の事件が提起している問題・課題は、そのレベルにとどまらず、いわば部落問題の根幹に関わるものを含んでいることを理解・認識すべきです。ここを踏まえないと、対応マニュアルに囚われて、臨機応変性を欠くことになり、ロールプレイで全てを会得したかのような錯覚に陥り、問題の本質を取り違えるといったことになりかねません。

そもそも、現場で「対応力」が発揮できないのは、部落問題を前にしたときに抱く緊張感と得体のしれない感覚によって、思考が縛られ、言葉が奪われるという部落問題固有の困難性のゆえだと思料されます。人々の自由な思考と言葉を阻むもの、それは自らの内に潜む「恐れ・不安」であり、その根っこには、部落問題の闇の世界があります。良かれ悪しかれ、緊張し、言葉を選ばざるを得ない問題として部落問題はあり続けてきたこと、その負の遺産を今も背負っていることを改めて思います。

この縛りや呪縛から自由になるためにも、また、それぞれが持っている部落問題についての見方・考え方、すなわち「部落問題観」を問い直し、磨くためにも部落問題との出会い直しが不可欠です。そうした作業(体験・経験)を経ることによって、他の人権問題と同じように部落問題と向き合うことができれば、事件にもそれなりに対応できるはずで

3. 市民意識調査から見える部落問題観

2013年度に市は、政策企画部による「市民意識調査」(2014年1月実施)と人権文化部による「人権についての市民意識調査」(2013年9～10月実施)を行いました。その結果からいくつかの課題が見えてきます。特に、注目したいのは「自由意見」で、ここには部落問題および同和行政、同和教育に関わって、たくさんの「生の意見」が書き込まれました。昨年も行われた「市民意識調査」では、10件から44件に増え、内容も否定的なものが多数を占めています。

「人権についての市民意識調査」は、2000年、2007年について3回目ですが、件数は64件で一番多く、「逆差別」「寝た子を起こすな」「部落分散論」に代表される批判、否定、偏見が多くを占めています。これらの自由意見からは、マイナス・イメージが伝承され、記憶される現実が根強くあることが読み取れます。また、部落についての差別的発言を聞いたときに、「そのとおり」が10.2%、「そういう見方もある」が52.1%、と回答しています。つまり、62.3%が肯定・容認しているわけです。

「部落問題のわかりづらさ→特別視・タブー視→忌避・偏見の固定化」といったサイクルが頑強に活着している現実介入し、連鎖を揺るがすようなことを考えないと事態は変わりません。

意見を書き込んだ市民も含め、ほとんどの人は部落問題の現状について知る機会も場もなく、刷り込まれた意識のままであることをふまえ、啓発・広報のあり方を考えなければなりません。

Ⅱ. 2015 年は、こんな年

さて、2015 年はどんな年に当たるのかを見ると、次のような節目になっています。

- 「敗戦」70 年
- 「豊中市立児童館」60 年
- 「同対審答申」50 年
- 「部落地名総鑑事件」40 年
- 「リバティおおさか」30 年
- 「阪神・淡路大震災」20 年
- 「人権文化政策監」スタート

(1)「敗戦」70 年

「景気回復、この道しかない」と、「アベノミクス」を争点に掲げ、解散・総選挙に打って出

た安倍政権は、与党(自民党と公明党)で 325 議席を獲得し、信任を得たとしてその路線をさらに進めようとしています。しかし、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使、原発再稼働については、世論は半数以上が反対しており、また、辺野古の新基地建設についてはオール沖縄でノーの意思が示され、民意とのねじれが生じています。さらに、中国や韓国との緊張関係が続く中、メディアを巻き込んで危機感や排外主義、ナショナリズムが煽られるなかで、嫌中・嫌韓感情が高まり、ヘイトスピーチが常態化し、国連をはじめとする諸外国から憂慮の念が表明されています。そして、二人の日本人がイスラム国によって殺害され、波紋が広がっています。政権批判はイスラム国を利するといった声に、事件の真相説明はとん挫を余儀なくされる中、テロとの戦いという名の「戦争」が、差し迫った問題として取りざたされ、危機感が煽られています。

こうした中で迎える「敗戦」70 年は、平和主義と人権尊重を基軸にしてきた戦後体制をさらに継続発展させるのか、それとも戦争体制づくりと格差や差別を是認する社会へと踏み出すのかが問われる年になるかもしれません。「河野談話」や「村山談話」の見直しや従軍慰安婦や南京虐殺を否定する言論の強まり、道徳の教科化に見られる精神の支配につながる動きもあり、平和と人権に関わる取り組みの強化は避けて通れません。パネル展や講座、協働事業などを通じて、具体化していきたいと思います。

(2)「児童館」60 年

豊中における部落解放運動の画期となった一つとして、「児童館」の建設があります。「これからの運動は教育や！」と、青年や一部の教師が「子どもと教育」に着目し、先進的な取り組みを行いました。解放会館(児童館)は、そうした歴史を引き継いで今あることを改めて確認するためにも、60 年の歩みを振り返る作業を進めていきたいと思います。

(3)「同対審答申」50 年

「答申」とそれを受けた「特別措置法」33 年の時代を経るなかで、部落問題の様相は大きく変わりました。貧困・悲惨と形容された被差別部落の姿は様変わりをし、教育・仕事・福祉をはじめとする生活実態における部落外との「格差」是正もすすみ、被差別の「徴・指標」は解消の過程をたどってきました。その意味では、部落問題が解決に向かってきたことは確認できます。

しかしながら、その先の道程が自動的に進むかと問えば、いまだ克服し切れていない課題、新たな問題があることもまた事実です。だから、改めて部落差別の現実をとらえなおし、それらが提起しているものを踏まえた、今日的なアプローチが求められていると言えます。

部落差別は、さまざまな場面でさまざまに現れますが、突出するのが差別事象・事件です。そして、そこには事件・事象をめぐる人間関係が絡みついており、それを解きほぐすことによって、いわゆる差別意識がどのように人々を縛るのか、行動に突き動かすのか、といったことが見えてきます。

「同対審答申」が、実態的差別と心理的差別とで部落問題をとらえたことに鑑みれば、今日、直面しているのは後者の側面だということになりますが、ことはそう簡単に割り切れるものではないことは、この間の事態が証明しています。教育・啓発の重要性はその通りですが、それによって問題解決が担保されるとは思えません。

人はなぜ差別をするのか？差別の根っこはどこにあるのか？これに焦点をあて、答えさがしをする、その営みの繰り返しが部落問題解決を引き寄せ、人々の内に潜む差別意識を撃つことにつながるのではないのでしょうか。

その際、この 50 年、部落問題の何が変わり、何が変わらなかったのか？変えることができたものは何で、変えることができなかったものは何か？という視点からの問い返しと検証とが不可欠になります。「答申」から 50 年、部落問題の今をめぐる新たな議論の契機にしたいと思います。

(4)「部落地名総鑑事件」40 年

稀に見る悪質な差別事件として、大きな社会問題になった事件から 40 年の時を経て、インターネットの時代になり、文字情報はデジタル化され、電子空間に拡散され、誰もが入手できるようになりました。「部落地名総鑑」も同様にネット上に暴露されていますが、これを規制する手立てはないままです。

ネット上での最大関心事は、「どこが部落か」「誰が部落民か」というもので、それらにまつわる一方的な情報が氾濫しています。仮想空間での部落問題をめぐる言説に群がる人たちは、想像力を逞しくして「部落」と「部落民」のイメージを作り上げ、それに縛られるという状況にあります。

そして、こうした差別情報の垂れ流しは、「同和地区はどこか？」と行政機関等に公然・非公然に尋ねるといった事件の誘因にもなっています。

40 年を経た「部落地名総鑑事件」について、取り組みの検証を含め、今ある地点からどう見るのか、関係者とともに考えていく場をつくりたいと思います。

Ⅲ. 事業遂行にあたって

「事業は人なり」と言うように、人こそが事業のありようを決定づけます。その意味では、私たちは常日頃から自身の感覚や感度を鍛えねばなりません。知ること、見ること、聞くことを惜しんではなりません。現場を重視し、そこから貪欲に学ばねばなりません。

そこで、事業遂行にあたっては、次の 5 つの課題に留意します。

- ①法人設立後の取り組みを総括し、事業の刷新・強化をはかる。
- ②日々の自己研鑽と問題意識の深化をめざす。
- ③検証作業の徹底と強化をし、事業効果の測定をする。
- ④「協会」の持つ「専門性」や「優位性」を発揮し、社会的な存在意義を確立する。
- ⑤部落問題を見つめる確かな眼力を養う。

私たちが掲げる「人権文化のまちづくり」とは、人が人として等しく尊重され、命がかげがえのないものとして大切にされ、人と人のつながりが育まれる社会づくりだと言えますが、今こそこうした取り組みを地域から積み上げ、広げていかねばなりません。役員・事務局一体となり、名実ともに法人として揺るぎない存在となるよう奮闘します。

最後に、「5つの誓い」を刻み直し、この1年も微力を尽くします。

- ①「法人」は、広範な人々とつながり、その知恵とエネルギーを集める仕組みを作らねばなりません。
- ②「法人」は、持てるノウハウ(技術)やスキル(手腕)を磨き、新しい地歩を切り拓かねられません。
- ③「法人」は、人々の安全と安心を確保し、誰もが人間らしく暮らすことのできる地域づくりに貢献しなければなりません。
- ④「法人」は、差別や人権侵害の防止および被害の回復、並びにこれらを引き起こす要因の除去に努めなければなりません。
- ⑤「法人」は、21世紀を名実共に「人権の世紀」にするために奮闘しなければなりません。

IV. 事業計画(案)

1. 総務局

総務局は、「人的管理、事務管理、会計管理」を主たる業務としますが、人と物と財の三者がその持てる力を発揮するためには、これらを有機的に噛み合わせることが必要です。日常的には、毎月第1火曜日の事務局会議とその他の火曜日の事務局連絡会で、その都度の報告と予定確認をするとともに、事業担当者との意思疎通を図り、各事業の円滑な実施を心がけています。引き続き、業務全体を把握しながら、コントロールタワー(司令塔)としての機能の強化を図ります。

(1) 学習支援

ア. 講師派遣

毎年少しずつ依頼が増えてきていますが、個人任せに終わることなく、事務局で事前事後の検討・検証をする場を持つことを考えます。また、「講演メニュー」を作り、ニーズの発掘につなげていきます。

イ. フィールド・ワーク受け入れ

毎年恒例の団体があるとともに、新規の申し入れもあります。部落問題の学びの入り口はいくつもありますが、フィールド・ワークは、部落問題との確かな出会いができる場でもあり、今後も大切にしていきます。理解が深まるよう、資料やガイダンスの工夫もします。

2. 事業局

(1) 人権啓発情報部

「協会」が掲げる目的を達成するために有するノウハウやスキルを発揮し、多様な媒体を通じて広く市民に学習機会を提供し、情報発信するとともに、実態把握や調査等のデータを活用して課題を明らかにするための事業を行います。

①公開講座の企画運営

部落問題をはじめとしたさまざまな人権課題に関する学習機会を提供し、人権意識の高揚を図ることを目的に公開講座を開催します。

ア. 連続講座

部落内外を問わず、人々にとって部落問題が「焦眉の課題」ではなくなってきたとはいえ、部落差別がなお息づいている現実があります。また部落問題への関心を持続し、その本質を極めようとする人々も少なからず存在し、問題意識を出し合ったりする場を渴望しています。テーマの設定や講師の選択など、講座の仕立てに一層の工夫をこらします。

イ. 人権文化のまちづくり講座の企画運営(受託事業)

10年目を迎えた昨年度は、子育て中の保護者を対象にした「楽しくシェイプとベビーマッサージ」や、初めて「一時保育」付きの講座を実施し、参加者層が広がったように思います。テーマによって参加者数に変動はありますが、ヘイトスピーチなど関心の高まっている問題をタイムリーに取り上げ、より多くの人に知ってもらうこともできました。

今年度は、「リラクゼーション・ヨガ」「人権についての市民意識調査」「LGBT」「戦後70年問題」「メディアリテラシー」「障害者差別解消法」など、「多様なテーマを多彩な講師で!」「斬新さと独特の切り口で!」をモットーに開催するとともに、関係機関との連携・協働も強化します。そして、参加型やパネルディスカッションなど、これまでと違ったスタイルなども加えながら企画運営します。

②現代的課題講演会

2014年度より、協会と蛸池人権まちづくりセンター・地域教育振興室の共催事業として実施しました。前年度は、差別事象の対応をしてきた方々にも協力していただき、参加された方々と一緒に、部落問題を考える機会を持ちました。今年度は、これまで取り上げてきた「子どもの問題」とともに、部落問題・ヘイトスピーチ・障がい者問題などに取り組みたいと思います。また、聞くだけでなく、参加者同士の意見交換ができるような企画もしていきます。

③「3.11を考え続けるシリーズ」を取り組みます。

4年になりますが、時間の経過と復興はストレートには比例しないし、社会的関心も薄れていっています。避難者は1年前と比べて4万人減りましたが、1月15日現在23万人を数えています。原発事故の影響の甚大さを改めて痛感します。被災地と被災者に思いを寄せ、震災と原発を考え続ける取り組みを行います。

④じんまちシネマ

地域の人が気軽に立ち寄れる機会として、今年度から「じんまち☆シネマ」(月1回)を取り組みました。人手が足りず、参加者から感想を直接聞けないのが残念な気がしていましたが、参加者からの提案で、上映後に感想や意見交換ができる場を持つことができ、とても

よかったと思います。

今年度は「それでも夜は明ける」「ホテル・ルワンダ」「蟻の兵隊」「靖国」「夕凧の街 桜の国」「ソウルパワー」「阿賀に生きる」「ゆきゆきて神軍」「アイアムサム」「ショーシャンクの空に」「陽のあたる教室」などを予定しています。

⑤パネル展(受託事業)

啓発媒体の多様化は不可欠であり、視覚に訴えるパネル展も大切なツールで、ノウハウ・スキルを発揮して実施しています。前年度は新たに「部落問題 Q&A」パネルを制作し、常設パネル展として開催しました。また「特別展」では、「在日外国人と人権」で在日外国人の現状や課題を伝える中で、今、社会問題となっているヘイトスピーチについて取り上げ、「市民意識調査からみる部落問題の今」では、2013 年度に実施された「人権についての市民意識調査」の結果をとおして見えてくる部落問題の現状や差別意識・忌避意識について取り上げました。今年度は部落問題、LGBT、ヘイトスピーチ、慰安婦問題などを、一部は「まちづくり講座」と連動して開催します。

⑥情報受発信

機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」は協会の顔として定着し、送付リストは 605 を数えています。今年度も年 4 回(4 月・7 月・10 月・1 月)発行します。また、豊中人権まちづくりセンター情報紙「ひと まち であい」(受託事業)を、「協会」ならではのオリジナリティ(独創性)を発揮し、年 6 回の定期発行をします。その他、ホームページ等によるデジタル情報発信、新聞切り抜きの掲示・保存などを実施します。

ア. 機関誌編集発行

機関誌はテーマや文字数に制限やルールはなく、執筆者に一任しています。さまざまな視点から書かれた原稿は多彩で協会独自の色が発揮されています。少しずつですが購読者も増えています。

イ. 情報紙編集発行(受託事業)

年 6 回(5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、2 月)発行予定で、毎回 6000 部を豊中市内の各施設や豊中第五中学校区を中心に配布しています。課題となっている啓発色の充実については一層力を入れていきたいと思えます。隣保館、児童館、保育所職員および関係機関と協力しながら、人権まちづくりセンターならではの情報紙を発行していきたいと思えます。

ウ. デジタル情報の発信

ホームページ、ブログ、ツイッターなど、Web 上での情報発信を続けています。その他にも登録しているメーリングリストなどで事業告知などを行い、MLを見て「じんまち☆シネマ」や「世人権記念集会」に参加してくださった方もいました。発信力(量)の一層の強化・充実を図るとともに、見やすい、分かりやすいホームページにリニューアルしていきます。

⑦資料室運営・管理(受託事業)

所蔵図書・資料の活用のために、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者呼び込むための方策を検討します。また、「資料室ニュース」の発行とホームページを使った発信、「じんまち☆シネマ」の上映に合わせた「ブックフェア」なども積極的に行います。

⑧寺本知の世界

寺本知資料の整理を継続し、その世界を広く紹介します。

(2)人権支援相談部

聴いてもらい、共感してもらえるだけで、相談事の半分は解決したと言われますが、事例の多くは「継続」で、「解決」に至るのはごくまれであり、その意味では、あとの半分がどうなるかにあります。相談者とともにこの隘路を切り開いていきます。

①人権ケースワーク事業(受託事業)

定例相談として、蛍池事務所にて週3日(月・水・金曜日、9時～17時)、出張相談を豊中市役所(第2庁舎)にて月2回(第2・第4木曜日、13時～15時)、特設相談を人権週間の期間に毎日実施します。

昨年からは精神的な病気や障がいをもった方の相談が増えつつあり、相談者の気持ちに寄り添った対応をしてきました。「どこに相談したらいいかわからない」と電話してこられる方や、行政や民間の機関なども利用しても解決につながらないと電話してこられる方など、ケースは様々ですが、「聞いてもらって、少しおちつきました」との声も聞くことができました。

これからも相談機関としての認知度や信頼性を高めるために、関係機関とつながって周知していくこと、相談のスキルアップのために、ネットワーク会議等に参加されている他の団体の講座などに参加すること、長期に関わっている事例について、関係機関との連携を広げていくことなどをやっていきます。

②人権相談

豊中事務所開設時間(原則として月～土曜日、9時～17時)に実施しています。件数は少ないですが、ホームページなどを見て知ったと言われる相談が飛び込んで来たりします。窓口のあることそれ自体が意味のあることで、引き続きアンテナを張ります。

③精神障害者地域サロン(トークマインド)

地域における精神障害者の自立と社会参加、社会復帰を支援し、また、地域住民と当事者の交流を図るため、レクリエーション・スポーツ・外出支援などをすすめます。長年の取り組みで参加される方の居場所としては定着していますが、活動内容等がマンネリ化してきています。精神障害者当事者同士が語り合える場を設けたり、「復帰協」の活動への参加も追求します。

④自主活動支援事業

地域において活動する住民組織の自主活動を支援するとともに、管理業務のサポートを行います。

⑤地域交流推進事業

人権文化のまちづくりのベースは、地域(校区)にあり、豊中および蛍池両地域における取り組みはそのモデルともいえるべきものです。それぞれの地域の特性を活かした実践・発信を支援します。

ア. 豊中地域

- ・ささえあいネット(大作戦)
- ・ふれ愛ネット(FW、ふれあいカーニバル、学習会)
- ・ひとまちであい「夏まつり」
- ・まちづくりフェスタ
- ・もちつき
- ・保育教育協議会
- ・解放ジュニア

イ. 蛍池地域

- ・子育て・ふれあいの会(人権から地域を考える集い、ふれあい教育研究集会、ふれあいフェスティバル)
- ・蛍池納涼祭
- ・高齢者交流の集い
- ・校区スポーツ交流会
- ・もちつきのつどい

⑥豊中人権まちづくりセンター老人憩いの家の管理運営(受託事業)

3年目を迎えますが、3名の受付スタッフと連携しながら、人権まちづくりセンターに登録しているサークルへの部屋の貸出、浴室利用をとおして、高齢者の自立支援活動やコミュニケーションの場となるよう運営しています。特に浴室利用に関しては地域住民だけでなく、比較的遠方からでも入浴に来られるなど、市民への周知が広がりつつあります。利用者同士のトラブルや差別発言など問題・課題はありますが、受付スタッフや人権まちづくりセンターと協力しながら高齢者にとっての憩いの場となるよう運営していきます。

(3)人権文化協働部

さまざまな団体との連携・交流・協働にかかる事業の大切さは改めて言うまでもありませんが、これらの事業において中核的な役割を担い、成果を生み出すことが法人としての基盤の強化につながるとの問題意識のもと、より積極的な参画をはかります。

①世界人権宣言豊中連絡会議の運営および大阪連絡会議への参加

昨年度はとよなか男女共同参画推進財団、とよなか国際交流協会に構成団体に加わっていただきました。例年通り、総会および記念講演も開催され、11月27日の66周年記念集会前には連絡会議を開催し、構成団体へ出席を呼びかけるなどをしました。今年度も「パネル展」「総会&記念講演」「67周年記念豊中集会」を軸にしながら、豊中ならではの事業を企画し、活動の活性化を図るとともに、加盟団体の拡大にもとりくみます。また、大阪連絡会議にも引き続き参加します。

②ESDとよなかへの参画

発足して10年目を迎えましたが、これまで、ESDセミナーやワークショップを開催するなど、行政や他団体との取り組みをとおして「ESD 持続可能な開発のための教育」について

知っていただくことができました。環境問題だけと誤解されることもありますが、本来は人権も含めたあらゆる問題・課題を包括的に解決することを目指す取り組みです。今年度もより組織的な参画ができるよう、体制の強化をはかりながら、取り組みをとおして学んだことを協会事業にも活用していきます。

③人権啓発市民ネットワーク会議への参画

取り組みが停滞気味でしたが、昨年に引き続き、今年度も事業を展開することができ、会議や事業に参加する団体も増えてきています。「知り合い・学び合う」場から、「創り合う」場へと進化できるよう、積極的な役割を果たします。

④ひゅうまんプラザへの参画

年に1回、部落問題をテーマにした講演会を開催し、参加者に部落問題の現状について知ってもらい、問題との向き合い方などについて考えてもらう機会を提供しています。部落問題をテーマとする官民協働のとrikumiとしての意義は小さくはなく、継続発展をはかるとともに、さまざまなバリエーションでの実施をはかります。また、より多くの市民にも参加してもらえるような仕掛けをしていきます。

⑤企業人権協との交流会

人権問題の解決を社会的責任として引き受け、果敢にチャレンジする企業の取り組みは、タテマエとホンネとが乖離しがちな人権啓発の限界を超える可能性を秘めたものでもあり、「人権」を共通項とした異業種間交流の場として定着しています。特に今年は、「部落地名総鑑事件」40年に当たることから、企業人権協の起こりなどを知り合える交流会を開催します。

⑥「すてっぷ」事業への協賛

昨年に引き続き、子育て中の保護者を対象にメディアリテラシーについてのワークショップを開催しました。実施日によって参加者の数にムラが出ていますが、継続的に続けて、少しずつ参加者を増やしていきます。

⑦調査研究

今日の部落問題をどうとらえ、読み解き、問題の根っこに迫るのかは、不変の課題としてありますが、その時代の状況や変容しつつある差別の実相を内包する差別事象分析を通じての知見の獲得、その防止・緩和のための方策の確立のための事例研究を重ねるとともに、共通認識・理解のための議論の場を持ちます。また、「豊中の差別事象・V」を活用した取り組みを行います。